

訪問系サービス感染症対応マニュアル

1、訪問スタッフの感染予防対策

①出勤時、検温を行う。

- ※37.5℃以上で管理者に報告。
- ・発熱以外の症状の有無。ある場合は症状の報告。
- ・周囲に感染症の方がいないか。
- ・院長に報告し、受診・検査の検討を行う。
- ・担当CMに情報共有。

②訪問スタッフの訪問時、基本対応

以下の内容は全ての訪問先で実施すること。

- ・マスクの着用
- ・訪問前後のアルコール消毒
- ・医療器具のアルコール消毒

③感染性疾患に罹患した場合

- ・疾患別対策の就業制限に準じる。
- ・必要に応じ、潜伏期間に訪問していた患者に電話で状態の確認を行う。
- ・罹患したスタッフの訪問予定患者には、可能な限り代診を提案する。

2、訪問前の患者の対応

①訪問日の朝から検温。

- ※37.5℃以上でクリニックに連絡。
- ・訪問リハビリは上記体温時には訪問を基本的に実施しない。
- ・体調の回復及び他サービスの利用状況次第で、別日での訪問日を検討・提案。
- ・担当CMに情報共有。

②同居者に感染症患者が発生した場合、クリニックに連絡。

- ・訪問スタッフは家族の状態、隔離状況の確認を実施。
- ・管理者に状況を報告し、訪問の可否を決定。
- ・訪問実施時には必要な感染対策(標準予防策及び疾患別対策に記載された感染経路別予防策の実施)をした上で訪問する。
- ・訪問が行えない場合は、(感染期間等を考慮し)別日での訪問日を検討・提案。

3、感染性疾患患者の訪問時対応

・院内感染対策要項に記載されている「標準予防策」及び「疾患別対策」に記載された「感染経路別予防策」を実施。

- ・患者のマスク着用を促す。(患者の疾患に注意。装着中の患者の状態に注意すること。)
- ・使用した防護用具は感染廃棄物用ゴミ袋に入れ持ち帰り、所定のコンテナへ破棄する。
- ・患者状態に応じ、医師及び緊急連絡先に連絡し受診・救急搬送を検討・実施。
- ・担当CMに情報共有。

※1、訪問リハビリは感染期間中の訪問は基本的に実施しない。

※2、感染期間後の別日での訪問日を検討・提案。